

●香川県告示第313号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和3年7月27日

香川県知事 浜 田 恵 造

指定年月日	名 称	所 在 地
令和3年7月1日	はないな薬局	観音寺市大野原町花稻815番地2
令和3年7月1日	スター薬局 滝宮店	綾歌郡綾川町滝宮496番地1
令和3年7月1日	ウェル調剤薬局	仲多度郡多度津町幸町2番26号